5　第一項の規定による処分は、前項の規定による告示によりその効力を生ずる。

6　第九条第一項の規定により行われた処分に係る道府県であって、副首都の指定（国家社会機能継続性確保施策及び副首都の整備に係る施策の推進に関する法律第十八条第一項の規定による指定をいう。）の処分を受けたもののうち、これらの処分の一方又は双方の効力が生じていないものは、特別区包括副首都とみなして、前各項の規定を適用する。この場合において、前項中「生ずる」とあるのは、「生ずる。ただし、第九条第一項の規定による処分及び次項に規定する副首都の指定の処分が効力を生ずるまでの間は、その効力を生じない」とする。

内閣総理大臣　高市　早苗
総務大臣　林　芳正

# 政令

行政機関職員定員令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名御璽

令和八年七月三十一日

内閣総理大臣　高市　早苗

**政令第二百四十一号**

行政機関職員定員令の一部を改正する政令

内閣は、行政機関の職員の定員に関する法律（昭和四十四年法律第三十三号）第二条の規定に基づき、この政令を制定する。

行政機関職員定員令（昭和四十四年政令第百二十一号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項の表法務省の項中「五五、八六〇人」を「五六、〇八六人」に改め、同表合計の項中「三〇七、五三五人」を「三〇七、七六一人」に改める。

附則第二項の表内閣の機関の項を削り、同表法務省の項中「五五、八六七人」を「五六、〇九三人」に改める。

**附　則**

この政令は、公布の日から施行する。

内閣総理大臣　高市　早苗

総務省組織令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名御璽

令和八年七月三十一日

内閣総理大臣　高市　早苗

**政令第二百四十二号**

総務省組織令の一部を改正する政令

内閣は、国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第七条第五項及び第二十一条第四項の規定に基づき、この政令を制定する。

総務省組織令（平成十二年政令第二百四十六号）の一部を次のように改正する。

第六十七条の見出し中「課等」を「課」に改め、同条中「七課及び参事官一人」を「八課」に、「宇宙通信政策課」を「宇宙通信政策課　事業展開技術課」に改める。

第六十八条第二号中「、国際協力課及び参事官」を「及び国際協力課」に改め、同条第三号中「及び参事官」を削る。

第六十九条第三号中「宇宙通信政策課」の下に「及び事業展開技術課」を加える。

第七十五条を削り、第一章第二節第三款第八目中第七十四条を第七十五条とし、第七十三条を第七十四条とし、第七十二条を第七十三条とし、第七十一条の次に次の一条を加える。

（事業展開技術課の所掌事務）

**第七十二条**　事業展開技術課は、情報の電磁的流通及び電波の利用に関する技術のうち、我が国産業の国際競争力の強化又は我が国社会の発展に資する事業活動の展開を促進するため早期の実用化を図る必要があるものの研究及び開発に関する事務（宇宙通信政策課の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

第七十六条の見出し中「課」を「課等」に改め、同条第一項中「九課」を「八課及び参事官一人」に、「地域通信振興課」を「放送政策課」に改める。

第七十九条第一号中「地域通信振興課」を「参事官」に改め、同条第八号中「他課」を「情報通信政策課及び情報通信作品振興課並びに参事官」に改める。

第八十一条を次のように改める。

**第八十一条**　削除

第八十六条を次のように改める。

（参事官の職務）

**第八十六条**　参事官は、次に掲げる事務をつかさどり、又は命を受けて、情報流通行政局の所掌事務に関する重要事項の審議に参画する。

一　地域の特性に応じた情報の電磁的流通のための有線又は無線の施設の整備の促進に関すること。

二　前号の施設に関連する情報の電磁的流通の振興に関すること。

三　地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律の施行に関する事務のうち同法第二条第三項に規定する産業業務施設の再配置に関すること。

**附　則**

この政令は、令和八年八月四日から施行する。

総務大臣　林　芳正
内閣総理大臣　高市　早苗

経済社会情勢の変化を踏まえた企業の事業活動の持続的な発展を図るための産業競争力強化法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御名御璽

令和八年七月三十一日

内閣総理大臣　高市　早苗